資料-8 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

災害発生初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院(以下「会員病院」という。)は、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。

#### (応援の範囲)

第1条 この協定は、災害が発生した際の「初動時」における会員病院の基本的な相互応援 協力体制について定めることとする。

### (情報集約)

- 第2条 被災地に隣接した会員病院を「情報集約担当病院」とする。
- 2 情報集約担当病院は、被災した会員病院及び被災地の被災状況について、情報収集・集 約に務めるとともに、総合調整担当病院に速やかに状況を報告するものとする。

#### (総合調整)

- 第3条 会長が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。なお、その病院が被災した場合は、副会長が開設する病院を、さらにその病院が被災した場合はその他の理事が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。
  - 2 総合調整担当病院は、会員病院へ必要な情報を提供するものとする。また、被災した会員病院から応援要請があった場合、あるいは情報集約担当病院からの情報により、応援が必要であると判断される場合、総合調整担当病院は、情報集約担当病院と協議のうえ、会員病院に対し、速やかに被災した会員病院又は被災地への応援を要請するものとする。

# (応援内容)

- 第4条 応援内容は、次のとおりとする。
  - (1) 被災地への医療救護チームの派遣
  - (2) 被災した会員病院又は被災地からの患者の受入れ
  - (3) 被災した会員病院への医師、看護婦等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急 医薬品等の提供
  - (4) その他災害初動時医療に関する必要な措置
- 2 前項(1)につき、医療救護チームは、医薬品、食糧品及び宿泊等の準備をし、自己完結型の応援体制に努めるものとする。

#### (応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、別途協議するものとする。

(広域応援体制)

- 第6条 災害が広域にわたる場合の応援体制については、兵庫県と別途調整するものとする。 (その他)
- 第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めない事項は、別途協議して 定めるものとする。
- 第8条 この協定を証するため、本協定書を25通作成し、各開設者は、記名押印のうえ、 各1通を保管する。

# 附則

- 1 被災した会員病院から、長期にわたる応援要請が生じた場合は、本協定の趣旨及び内容を尊重のうえ、応援協力するものとする。
- 2 この協定は平成8年1月17日から適用する。

# 平成8年1月16日

兵庫県自治体病院開設者協議会長						戸	市	長	
					笹	山		幸	俊
兵	庫	県	知	車	貝	原		俊	民
西	宮		市	長	馬	場		順	Ξ
芦	屋		市	長	北	村		春	江
伊	丹		市	長	松	下		,	勉
宝	塚		市	長	正	司	泰	_	郎
Ш	西		市	長	柴	生			進
Ξ	田		市	長	塔	下		真	次
明	石		市	長	岡	田		進	裕
加	古	Ш	市	長	木	下		Œ	_
西	脇		市	長	石	野		重	則
Ξ	木		市	長	加	古		房	夫
髙	砂		市	長	大	内		秀	夫

小	野	市	長	廣	瀬	博	司
加	西 .	市	長	藤	岡	重	弘
社	町		長	上	石	勝	巳
相	生	市	長	藤	田	義	明
赤	穂	市	長	北	爪	照	夫
神	崎	市	長	足	立	理	秋
御	津	即	長	山	下	昭	Ξ
宍 粟 郡 痱	<b>病院事務</b> :	組合管理	者	古	Л		茂
公立豊	岡病院組	合管理	者	今	井	晶	Ξ
香	住·	ml	長	青	Щ	幸	男
浜	坂	<b>m</b> J	長	中	井	:	登
公立八	鹿病院組	合管理	者	梅	谷	]- -	罄